

平成29年度

第21回宮城県屋外広告物審議会議案書

平成29年7月
宮城県屋外広告物審議会

第21回宮城県屋外広告物審議会

日時：平成29年7月10日（月）

午後2時から

場所：宮城県自治会館2階 204会議室

次 第

1 開 会

2 議事録署名人の指名

3 報 告

第20回宮城県屋外広告物審議会議案の処理について

4 議 案

議案第29号「屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則の一部改正（案）」について

5 閉 会

目 次

1 報 告	
第20回宮城県屋外広告物審議会議案の処理について	・・・ 1
2 議 案	
議案第29号	
「屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則の一部改正（案）」について	・・・ 2

第20回宮城県屋外広告物審議会議案の処理について

議案番号	件名	処理結果
第28号	「屋外広告物条例の施行について」 の一部改正について	平成28年4月1日 都市第19号土木部長通知

議案第 29 号

屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則の一部改正（案）について

屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則の一部改正（案）について

1 改正する例規

- (1) 屋外広告物条例（昭和49年宮城県条例第16号）
- (2) 屋外広告物条例施行規則（昭和49年宮城県規則第44号）

2 改正の内容

- (1) 屋外広告物の表示又は設置が禁止される地域における規制の緩和

〔条例第5条〕

案内図板等、公益上必要な施設又は物件で知事が指定するものに表示する屋外広告物で、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に充当するものについて、設置に関する規制を緩和するもの。

- (2) 屋外広告物の管理義務の対象者及び除却義務の明記

〔条例第12条〕

屋外広告物の「所有者」及び「占有者」に管理義務があること及び屋外広告物の管理の内容として「除却」の義務があることを明記するもの。

- (3) 管理者設置義務の対象となる屋外広告物の変更及び管理者の資格要件の追加

〔条例第12条の2，規則第9条の2（新設）〕

許可を要する屋外広告物については、設置者の所在地に関わらず管理者を置くとともに、一定の屋外広告物については、屋外広告士等の専門的知識を有する者を管理者とするもの。

- (4) 屋外広告物の点検及び点検結果の提出義務の追加

〔条例第12条の3（新設），規則第9条の3（新設）〕

一定の屋外広告物の所有者及び占有者に対し、屋外広告士等の専門的知識を有する者による点検の実施及び許可申請の際の点検結果の提出を義務付けるもの。

3 改正の理由

近年、全国で、適切に維持管理されていない屋外広告物の落下事故が多発し、安全確保対策が課題となっている。また、政府は、観光先進国への新たな国づくりに向けて、平成28年3月30日、「明日の日本を支える観光ビジョン」を策定し、多言語対応のデジタルサイネージ型観光案内図板等の設置を促進するため、屋外広告物規制の弾力化を位置付けたところである。

これらを背景に、国は、各地方公共団体が屋外広告物条例を制定する際の参考となる「屋外広告物条例ガイドライン（案）」（昭和39年3月27日建設都総発第7号都市総務課長通達）を平成28年4月28日及び平成29年3月23日に改正し、各地方公共団体へ通知した。

この通知を踏まえ、屋外広告物の安全確保対策の強化及び公共デジタルサイネージに係る屋外広告物規制の弾力化のため、屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則を改正するもの。

4 改正案

(1) 屋外広告物条例

改正後	改正前	備考
<p>(適用除外) 第5条 略 2 略 3 次に掲げる広告物等については、知事の許可を受けて当該広告物等を表示し、又は設置する場合に限り、第二条の規定は、適用しない。 一～二 略 <u>三 公益上必要な施設又は物件で知事が指定するものに表示し、又は設置する広告物等であつて、当該その広告料収入を当該公益上必要な施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの</u> 4～5 略</p> <p>(管理義務) 第12条 広告物等を表示し、若しくは設置する者若しくはこれを管理する者又は<u>広告物等の所有者若しくは占有者（以下「広告物等の所有者等」という。）</u>は、当該広告物等に関し、補修、除却その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。</p> <p>(管理者設置義務) 第12条の2 この条例の規定による許可を受けて広告物等を表示し、又は設置する者_____は、当該広告物等を管理する者を置かなければならない。ただし、規則で定める広告物等については、この限りでない。 2 規則で定める広告物等にあつては、前項の管理する者は、法第10条第2項第3号イに規定する者（以下「屋外広告士」という。）その他の規則で定める者でなければならない。</p> <p>(点検) 第12条の3 <u>広告物等の所有者等は、その所有し、又は占有する広告物等について、規則で定めるところにより、屋外広告士、その他のこれと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者に、当該広告物等の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検をさせなければならない。ただし、規則で定める広告物等については、この限りでない。</u> 2 広告物等の所有者等は、この条例の規定による許可又は許可の更新の申請を行う場合には、前項の点検の結果を知事に提出しなければならない。</p>	<p>(適用除外) 第5条 略 2 略 3 次に掲げる広告物等については、知事の許可を受けて当該広告物等を表示し、又は設置する場合に限り、第二条の規定は、適用しない。 一～二 略 (新設)</p> <p>(管理義務) 第12条 広告物等を表示し、若しくは設置する者又は_____これを管理する者_____は、当該広告物等に関し、補修_____その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。</p> <p>(管理者設置義務) 第12条の2 この条例の規定による許可を受けて広告物等を表示し、又は設置する者で<u>県内に住所又は事業所若しくは営業所を有しないものは、当該広告物等を管理する者を置かなければならない。</u> _____</p> <p>2 前項の広告物等を管理する者は、<u>県内に住所又は事業所若しくは営業所を有する者でなければならない。</u> _____</p> <p>(新設)</p>	<p>知事が指定する施設又は物件で広告料収入をその管理費用などに充てるものは禁止地域の規定から除外するもの。</p> <p>広告物の管理義務がある者として「所有者」「占有者」を明記するとともに、管理内容として「除却」を明記するもの。</p> <p>県内居住の有無にかかわらず、必ず管理者を置くこととするもの。</p> <p>一定の広告物については、専門的知識を有する者を管理者とするもの。</p> <p>広告物等の所有者及び占有者に、広告物の点検を義務づけるとともに、許可申請の際に、その結果の提出を義務づけるもの。</p>

(2) 屋外広告物条例施行規則

改正後	改正前	備考
<p>(管理者設置義務)</p> <p>第9条の2 条例第12条の2第1項ただし書きに規定する規則で定める広告物等は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 はり紙</p> <p>二 はり札</p> <p>三 広告幕</p> <p>四 立看板</p> <p>五 移動広告物</p> <p>六 アドバルーン</p> <p>2 条例第12条の2第2項に規定する規則で定める広告物等は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 地上から上端までの距離が4メートルを超える広告物等</p> <p>二 地上から上端までの距離が4メートル以内で、かつ、許可の期間が1年を超える広告物等</p> <p>3 条例第12条の2第2項に規定するその他の規則で定める者は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 屋外広告士</p> <p>二 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)による広告美術科に係る職業訓練指導員免許を受けた者、広告美術仕上げに係る技能検定に合格した者又は広告美術科に係る職業訓練を修了した者</p> <p>三 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項に規定する一級建築士又は同条第3項に規定する二級建築士で、条例第30条第1項の講習会又は他の都道府県、指定都市又は中核市の行う屋外広告物講習会の課程を修了した者</p> <p>四 屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物の点検に関する技能講習の修了者</p> <p>五 条例第30条第1項の講習会又は他の都道府県、指定都市又は中核市の行う屋外広告物講習会の課程を修了した者(電柱類広告を管理する者に限る(当分の間電柱類広告以外の広告物等を管理する者も含む))</p> <p>六 第一種又は第二種電気工事士(電柱類広告を管理する者に限る)</p> <p>七 その他知事が認める者</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>管理者を設置する必要のない広告物等を定めるもの。</p> <p>専門的な知識を有する者を管理者とする広告物を定めるもの。</p> <p>広告物等の管理者となることができる専門的な知識を有する者を定めるもの。</p>

改正後	改正前	備考
<p>(点検)</p> <p>第9条の3 条例第12条の3第1項の規定による点検の方法は、別表第2の2に掲げるとおりとする。</p> <p>2 条例第12条の3第2項に規定するその他のこれと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 屋外広告士</p> <p>二 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)による広告美術科に係る職業訓練指導員免許を受けた者、広告美術仕上げに係る技能検定に合格した者又は広告美術科に係る職業訓練を修了した者</p> <p>三 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項に規定する一級建築士又は同条第3項に規定する二級建築士で、条例第30条第1項の講習会又は他の都道府県、指定都市又は中核市の行う屋外広告物講習会の課程を修了した者</p> <p>四 屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物の点検に関する技能講習の修了者</p> <p>五 条例第30条第1項の講習会又は他の都道府県、指定都市又は中核市の行う屋外広告物講習会の課程を修了した者(電柱類広告を点検する者に限る(当分の間電柱類広告以外の広告物等を点検する者も含む))</p> <p>六 第一種又は第二種電気工事士(電柱類広告を点検する者に限る)</p> <p>七 その他知事が認める者</p> <p>3 条例第12条の3第1項ただし書きに規定する規則で定める広告物等は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 はり紙</p> <p>二 はり札</p> <p>三 広告幕</p> <p>四 立看板</p> <p>五 移動広告物</p> <p>六 アドバルーン</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>広告物等の点検方法を定めるもの。</p> <p>広告物等を点検することができる専門的な知識を有する者を定めるもの。</p> <p>点検をする必要のない広告物等を定めるもの</p>

別表第2の2 広告物等の点検方法（第9条の3関係）

点検箇所	点検項目	点検方法
基礎部，上部構造部	傾斜，ぐらつき，ひび，隙間，さび，老朽化	目視， 触診， 検査等
支持部	腐食，変形，隙間，ゆるみ，欠落	
取付部	腐食，変形，劣化，異常	
広告板	腐食，破損，変形，欠落，ねじれ，欠損，水詰まり	
照明装置	不点灯，不発光，破損，変形，さび，漏水，劣化	
その他	異常箇所	

5 施行期日

項目	施行期日
条例第5条	公布の日（宮城県議会平成29年9月定例会終了後の宮城県公報掲載日）
条例第12条	
条例第12条の2	平成30年4月1日
条例第12条の3	
施行規則	